

令和5年12月22日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市公共施設等総合管理計画【基本計画】の改訂について	・・・・・・	1~3
上越市公共施設等総合管理計画【基本計画】(改訂案)	・・・・・・	別冊

財務部

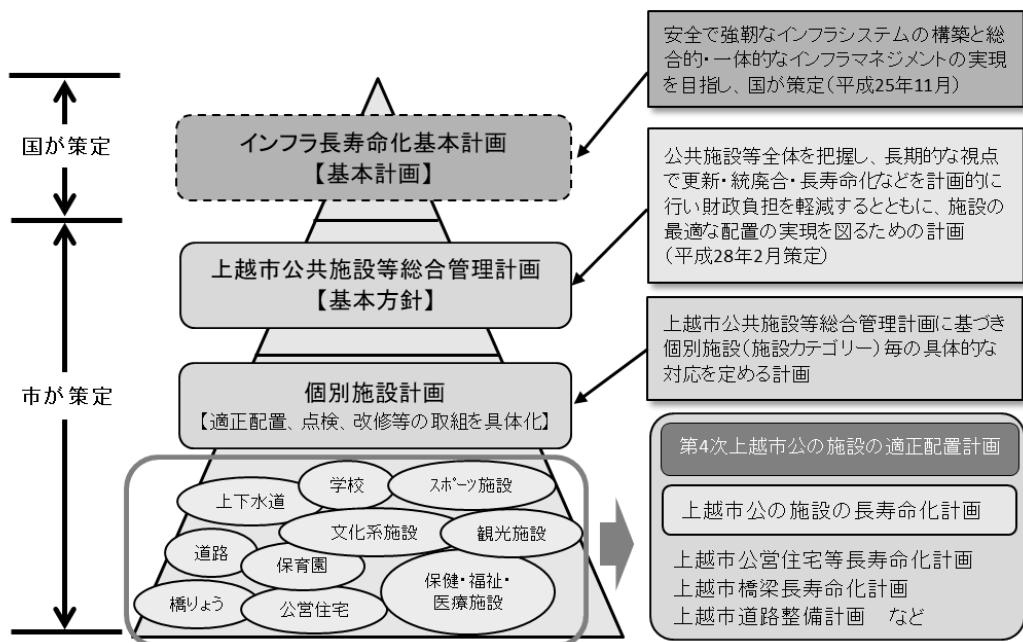
所管委員会	総務常任委員会
提出課	資産活用課

上越市公共施設等総合管理計画【基本方針】の改訂について

1 上越市公共施設等総合管理計画【基本方針】の概要

- ・ 国のインフラ長寿命化基本計画に基づき地方公共団体が策定する計画であり、当市においては、市が所有する公共施設等の全体の状況、市を取り巻く現状や将来の見通しのほか、公共施設等の管理の基本的な方針を定めている。
- ・ また、次の①、②及び③の公共施設等に関する各種計画を「個別施設計画」として位置付けている
 - ①建物施設の今後の適正配置における基本方針及び取組方向を定めた「適正配置計画」
 - ②道路、学校、保育園等の施設カテゴリーにおいて、全市的な視点に立って事業の優先度を設定した「整備計画」
 - ③個別の公共施設等に関する「長寿命化計画」

【参考：計画の体系図】



2 計画の意義（総務省：公共施設等総合管理計画策定指針から）

- ・ 地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。
- ・ このことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもつて、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。
- ・ 公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）にも資するもの

3 公共施設等総合管理計画策定のメリット

計画に基づく公共施設等の改修や除却について地方債（公共施設等適正管理推進事業債）が活用できる。

4 計画改訂の理由

(1) 計画に盛り込むべき内容の国による追加要請

※ 公共施設等適正管理推進事業債の活用に当たっては、令和 5 年度末までに国の要請に基づく改訂が必要（令和 4 年 4 月 1 日付け 総務省自治財政局財務調査課長名通知）

(2) 計画に登載している基礎数値（人口等）の変化

5 国からの要請内容と計画への反映状況

(1) 施設保有量と老朽化の状況

- ・ 従前から記載している「建物施設及びインフラ施設の施設保有量」の時点修正【13～27 頁】

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

- ・ 公共施設等の老朽度を把握する指標の一つである「有形固定資産減価償却率の推移」を追加【17 頁】

(3) 現在要している維持管理費

- ・ 公共施設等の維持管理に現在要している経費を普通会計・公営企業会計別、建物施設・インフラ施設別で追加【19 頁】

(4) 過去に行った対策の実績

- ・ 従前から記載している「公共施設等の管理等に関する各種計画の策定状況」の時点修正【5～6 頁】
- ・ 第 1 次公の施設の統廃合計画から第 4 次公の施設の適正配置計画までの間における当市の適正配置の取組状況及び平成 28 年度以降に廃止した施設の一覧を参考資料として追加【51～54 頁】

(5) 公共施設等の将来の維持・更新費用の見込み及び長寿命化対策を反映した場合の見込み、効果額【28～31 頁、44～47 頁】

※ 総務省提供の一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」（計画本文中では「総務省ソフト」と表現）を用いて試算

単位：億円

区分	単純更新（※1）	対策後（※2）	縮減効果
建築施設	4,424.5	2,602.2	1,822.3
インフラ施設	6,145.1	4,808.2	1,336.9

※1 単純更新の試算条件

ア 耐用年数の設定

- ・ 目標耐用年数 60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

イ 更新年数の設定

- ・ 建築後 30 年で大規模改修（修繕期間 2 年）を行い、その後 30 年で更新（建て替え期間 3 年）すると仮定
- ・ 経過年数が 30 年を超える 50 年以下の建築物については今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、経過年数が 50 年を超えている建築物については、建て替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定

◆ 建て替え、大規模改修時の単価設定(※建て替えについては、解体費を含む。)

区分	建て替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36万円/m ²	20万円/m ²
学校教育系、公園、供給処理施設	33万円/m ²	17万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²	17万円/m ²

※2 対策後の試算条件

ア 第4次上越市公の施設の適正配置計画に基づき廃止等とした59施設を除外して試算

イ 耐用年数の設定

- 目標耐用年数 80年（上越市公の施設の長寿命化計画（基本方針）に基づき80年で更新）

ウ 更新年数の設定

- 建築後40年で大規模改修（修繕期間2年）を行い、その後40年で更新（建て替え期間3年）すると仮定

◆ 建て替え、大規模改修時の単価設定(※建て替えについては、解体費を含む。)

区分	建て替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36万円/m ²	20万円/m ²
学校教育系、公園、供給処理施設	33万円/m ²	17万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²	17万円/m ²

- 上記の見込み及び効果額については、計画の進捗や効果等を評価するために必要な要素であるため記載するよう、国から要請があったことを踏まえ掲載するものである。
- 令和5年4月1日現在で当市が保有している施設を全て対象とし、次期以降の適正配置（令和13年度以降）の取組や地域社会の状況変化による施設の統廃合は見込んでいない「現時点での参考資料」であり、ここに記した金額が当市の将来負担の金額とイコールになるものではない。

6 その他の改訂内容

- 元号の修正【平成→令和】
- 各種データ（建物、インフラ施設の保有量、人口推移等）を時点修正

7 改訂年月

令和6年3月

8 その他

- 改訂案に関しパブリックコメントを実施
意見募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）（予定）